

清水町まちづくり基本条例（平成17年清水町条例第26号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(町民参加の原則) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 <u>満18歳未満</u>の町民は、それぞれの年齢にふさわしい方法で、まちづくりに参加する権利があります。</p>	<p>(町民参加の原則) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 <u>満20歳未満</u>の町民は、それぞれの年齢にふさわしい方法で、まちづくりに参加する権利があります。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。